

「令和3年度県外向け商品企画力向上事業企画・運営業務」 仕様書

1 目的

青森県内食品事業者の県外向け商品企画力の向上及び販路開拓のため、商品企画のノウハウを学ぶ個別相談会を開催することとし、その企画・運営のため、「令和3年度県外向け商品企画力向上事業企画・運営業務」を委託により実施するものである。

2 委託業務名

令和3年度県外向け商品企画力向上事業企画・運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）までとする。

4 委託業務の内容

(1) 審査・選定に係る業務

審査要領等を作成し、本事業応募事業者の中から参加事業者5者以上を選定する。なお、参加事業者の募集は県が行う。

(2) アドバイザー及びバイヤーの選定・調整業務

業務に必要なアドバイスを行うことができるアドバイザーを選定し、個別相談会への出席について調整する。

また、販路に応じたバイヤーの候補を用意し、参加事業者の商品の評価を求める。

(3) 商品開発に係るコンセプト策定や企画案作成のための個別相談会開催業務

主に首都圏や西日本等で販売する商品の開発や改良に取り組む県内食品製造業者を対象に、商品開発手法やマーケティング等に関する指導を行い、県外向け商品の開発に向けたコンセプト策定や味、量目、価格設定、パッケージ作成等における課題解決等をフォローアップするため、個別相談会を開催し、継続的なアドバイス業務を行う。

①個別相談会の企画・運営

県内事業者の商品開発に係るコンセプト策定及び課題解決のために、参加事業者毎に個別相談会を概ね4回程度開催し、新商品開発や既存商品の改良を支援する。

全相談会のうち、初回は参加事業者の事業所を訪問し、製造現場を確認する。それ以外は青森市内にて実施することとするが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況に応じてリモートでの開催を行う場合は、別途県と協議する。

なお、会場の手配・借り上げ料の支払いが必要となった場合は別途県が負担する。

②バイヤーヒアリングの実施

初回及び3回目の個別相談会終了後、各参加事業者が希望する販路のバイヤーに対して商品の評価を求める。また、バイヤーへのヒアリング結果は2回目及び4回目の個別相談会にて参加事業者へフィードバックする。

③報告書の作成

相談会終了後は、指導内容をまとめた報告書等を作成し、県に提出する。

5 成果品

本業務完了後、令和4年2月28日（月）までに下記の書類を提出すること。

- ・委託業務完了届 1部
- ・業務実績報告書（概要版及び詳細版） 1部
概要版：業務全体の実績をまとめた報告書（A4版・2枚以内）
詳細版：業務内容の履行が確認できる資料及び上記4（3）③で作成した事業者毎の報告書（A4版）
- ・電子データを収録したCD-RまたはDVD-R 1枚
本事業における製作物及び商品画像等の電子データ

6 業務の適正な実施に関する事項

（1）個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

（2）守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

8 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により青森県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

9 その他

- （1）本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、青森県及び受託者の協議により業務を進めるものとする。
- （2）契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、青森県の承認を得ること。
- （3）受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て県に帰属するものとする。
- （4）天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。